

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 7 月31日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 西山 洋祐

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6894) 4013

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド
(Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund,
a Series Trust of Nomura Portfolio Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドル受益証券 100億米ドル（約 1 兆1,096億円）を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,290億円）を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル（約7,876億円）を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約 1 兆1,096億円）を上限とします。

（注）米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれの円貨換算は、平成29年 5 月31日現在
の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 米ドル =
110.96円、 1 豪ドル = 82.90円および 1 NZドル = 78.76円）によります。

本書において別段の記載がない限り、「米ドル」とはアメリカ合衆国の通貨を
いい、「豪ドル」とはオーストラリア連邦の通貨をいい、「ニュージーランド
ドル」および「NZドル」とはニュージーランドの通貨をいいます。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成29年4月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド（Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund, a Series Trust of Nomura Portfolio Select）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

（2017年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債・地方債	米国	66,772,595	29.98
	英国	27,702,995	12.44
	アルゼンチン	4,844,519	2.17
	アラブ首長国連邦	2,975,270	1.34
	レバノン	1,940,587	0.87
	エクアドル	1,281,375	0.58
	ルーマニア	1,273,821	0.57
	エジプト	1,131,350	0.51
	ロシア連邦	1,053,424	0.47
	ウクライナ	677,973	0.30
	ヨルダン	591,658	0.27
	ナイジェリア	453,544	0.20
	ラトビア	336,276	0.15
	南アフリカ	224,881	0.10
	小計	111,260,267	49.95
固定利付債	米国	30,131,813	13.53
	英国	26,721,991	12.00
	英国領ヴァージン諸島	1,660,691	0.75
	チュニジア	1,164,195	0.52
	トルコ	785,716	0.35
	メキシコ	675,139	0.30
	アイルランド	559,170	0.25
	アラブ首長国連邦	415,623	0.19
	カザフスタン	332,860	0.15
	香港	201,790	0.09
	小計	62,648,988	28.13

その他の債券	米国	18,624,905	8.36
	英国	8,447,138	3.79
	アルゼンチン	1,962,867	0.88
	エクアドル	370,500	0.17
	セネガル	282,800	0.13
	小計	29,688,209	13.33
変動利付債	英国	2,593,937	1.17
	米国	2,034,700	0.91
	ロシア連邦	497,739	0.22
	トルコ	401,560	0.18
	小計	5,527,936	2.48
投資資産の合計		209,125,400	93.89
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		13,612,211	6.11
純資産総額		222,737,611 (24,714,965,317円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注３）米ドルの円貨換算は、2017年５月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝110.96円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2016年6月1日から2017年5月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2016年6月末日	69,157,615	7,673,728,960	9.20	1,021
7月末日	70,240,801	7,793,919,279	9.32	1,034
8月末日	71,108,109	7,890,155,775	9.48	1,052
9月末日	71,837,999	7,971,144,369	9.47	1,051
10月末日	69,409,559	7,701,684,667	9.29	1,031
11月末日	63,705,578	7,068,770,935	8.83	980
12月末日	63,197,976	7,012,447,417	8.93	991
2017年1月末日	63,189,653	7,011,523,897	9.02	1,001
2月末日	63,596,707	7,056,690,609	9.15	1,015
3月末日	63,053,200	6,996,383,072	9.16	1,016
4月末日	63,278,234	7,021,352,845	9.27	1,029
5月末日	63,917,204	7,092,252,956	9.30	1,032

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2016年6月末日	143,087,337	11,861,940,237	8.41	697
7月末日	143,032,811	11,857,420,032	8.47	702
8月末日	143,479,426	11,894,444,415	8.58	711
9月末日	142,290,638	11,795,893,890	8.54	708
10月末日	137,890,610	11,431,131,569	8.35	692
11月末日	128,117,429	10,620,934,864	7.90	655
12月末日	124,799,712	10,345,896,125	7.95	659
2017年1月末日	123,987,510	10,278,564,579	8.02	665
2月末日	124,757,228	10,342,374,201	8.10	671
3月末日	123,718,413	10,256,256,438	8.07	669
4月末日	123,976,347	10,277,639,166	8.14	675
5月末日	124,185,871	10,295,008,706	8.17	677

(注) 豪ドルの円貨換算は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=82.90円)によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2016年6月末日	28,778,741	2,266,613,641	8.99	708
7月末日	28,738,363	2,263,433,470	9.09	716
8月末日	29,056,131	2,288,460,878	9.23	727
9月末日	29,031,881	2,286,550,948	9.18	723
10月末日	28,550,258	2,248,618,320	9.00	709
11月末日	26,482,001	2,085,722,399	8.53	672
12月末日	26,008,836	2,048,455,923	8.61	678
2017年1月末日	25,940,293	2,043,057,477	8.71	686
2月末日	25,991,891	2,047,121,335	8.81	694
3月末日	26,034,030	2,050,440,203	8.80	693
4月末日	26,285,944	2,070,280,949	8.89	700
5月末日	26,286,653	2,070,336,790	8.92	703

(注) ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)の円貨換算は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=78.76円)によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

好利回り通貨コース受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2016年6月末日	45,127,617	5,007,360,382	8.00	888

7月末日	44,516,406	4,939,540,410	7.89	875
8月末日	45,599,900	5,059,764,904	8.17	907
9月末日	45,912,920	5,094,497,603	8.20	910
10月末日	45,400,514	5,037,641,033	8.06	894
11月末日	40,697,245	4,515,766,305	7.25	804
12月末日	42,215,248	4,684,203,918	7.54	837
2017年1月末日	43,860,531	4,866,764,520	7.74	859
2月末日	46,027,811	5,107,245,909	8.04	892
3月末日	46,027,799	5,107,244,577	8.15	904
4月末日	47,005,119	5,215,688,004	8.27	918
5月末日	47,713,316	5,294,269,543	8.32	923

分配の推移

（１口当たり、課税前）

	米ドル受益証券	
	（米ドル）	（円）
2016年 6 月	0.05	5.55
7 月	0.05	5.55
8 月	0.05	5.55
9 月	0.05	5.55
10月	0.05	5.55
11月	0.05	5.55
12月	0.05	5.55
2017年 1 月	0.05	5.55
2 月	0.05	5.55
3 月	0.05	5.55
4 月	0.05	5.55
5 月	0.05	5.55
設定来累計	3.90	432.74

（１口当たり、課税前）

	豪ドル受益証券	
	（豪ドル）	（円）
2016年 6 月	0.08	6.63
7 月	0.08	6.63
8 月	0.08	6.63
9 月	0.08	6.63
10月	0.08	6.63
11月	0.08	6.63
12月	0.08	6.63
2017年 1 月	0.08	6.63
2 月	0.08	6.63
3 月	0.08	6.63
4 月	0.08	6.63
5 月	0.05	4.15
設定来累計	6.21	514.81

（１口当たり、課税前）

	NZドル受益証券	
	（NZドル）	（円）
2016年６月	0.07	5.51
７月	0.07	5.51
８月	0.07	5.51
９月	0.07	5.51
10月	0.07	5.51
11月	0.07	5.51
12月	0.07	5.51
2017年１月	0.07	5.51
２月	0.07	5.51
３月	0.07	5.51
４月	0.07	5.51
５月	0.05	3.94
設定来累計	5.44	428.45

（１口当たり、課税前）

	好利回り通貨コース受益証券	
	（米ドル）	（円）
2016年６月	0.08	8.88
７月	0.08	8.88
８月	0.08	8.88
９月	0.08	8.88
10月	0.08	8.88
11月	0.08	8.88
12月	0.08	8.88
2017年１月	0.08	8.88
２月	0.08	8.88
３月	0.08	8.88
４月	0.08	8.88
５月	0.08	8.88
設定来累計	5.36	594.75

収益率の推移

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2016年6月1日から2017年5月末日	11.24

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2016年6月1日から2017年5月末日	11.38

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2016年6月1日から2017年5月末日	11.70

好利回り通貨コース受益証券

期間	収益率（％）（注）
2016年6月1日から2017年5月末日	24.40

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2017年5月末日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2016年5月末日の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年10月28日から2010年12月末日）	-3.60
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	6.26
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	19.50
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-6.81
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	2.94
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-0.11
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	10.94
2017年（2017年1月1日から2017年5月末日）	6.94

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年10月28日から2010年12月末日）	-3.00
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	10.60
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	22.42
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-5.42
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	4.60
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	2.27
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	10.68
2017年（2017年1月1日から2017年5月末日）	7.42

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年10月28日から2010年12月末日）	-3.20
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	8.64
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	20.83
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-5.67
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	5.59
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	3.56
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	11.57
2017年（2017年1月1日から2017年5月末日）	7.43

好利回り通貨コース受益証券

期間	収益率（％）（注）
2011年（2011年9月28日から2011年12月末日）	4.90
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	23.72
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-11.68
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	0.74
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-8.85
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	23.73
2017年（2017年1月1日から2017年5月末日）	15.65

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

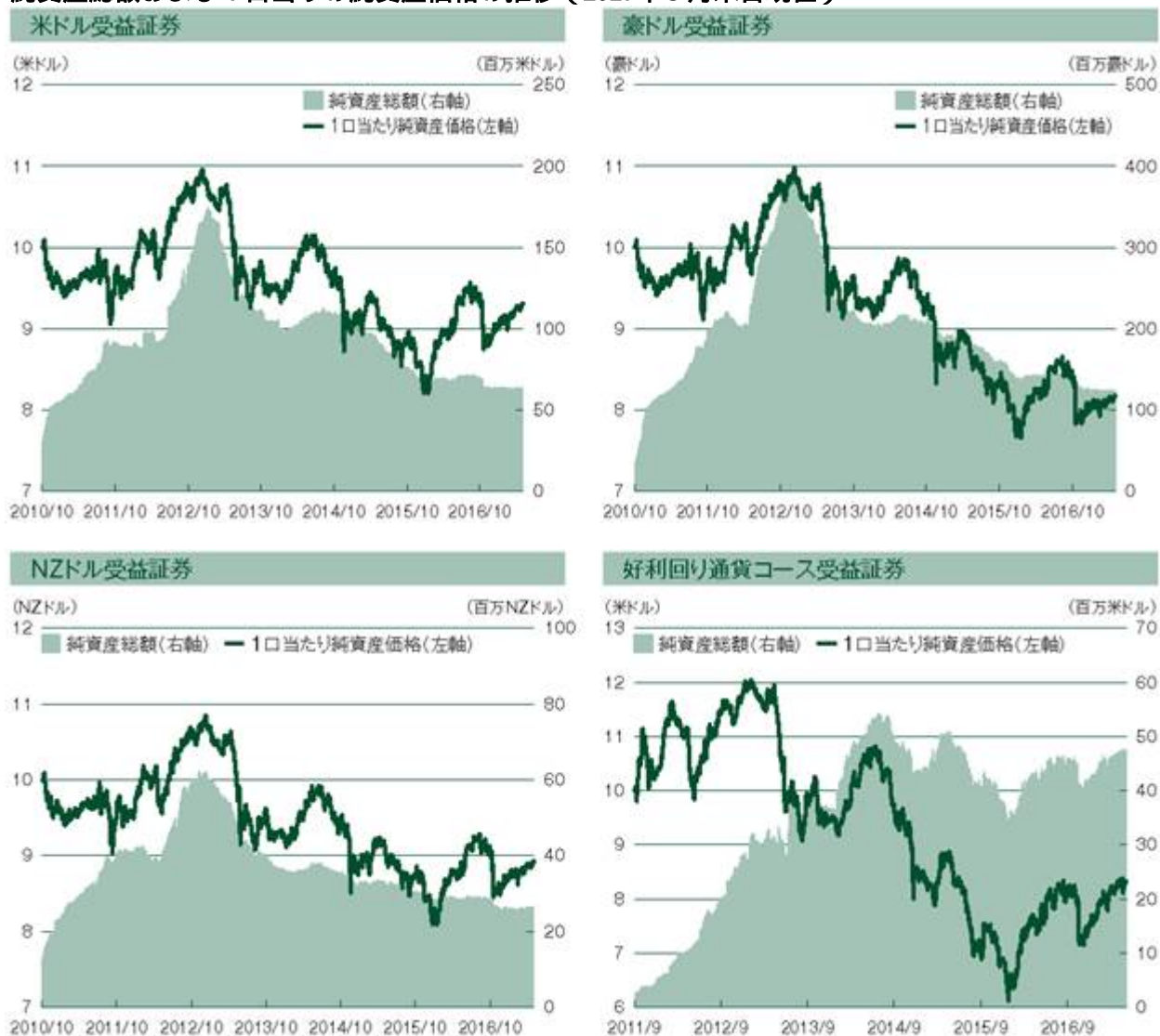
a＝暦年末（2017年については5月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格。米ドル受益証券、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の2010年は、1口当り当初発行価格。好利回り通貨コース受益証券の2011年は、1口当り当初発行価格。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

（参考情報）

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2017年5月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）

2011年は10月28日から、2017年は5月末日まで



2011年は10月28日から、2017年は5月末日まで



2011年は10月28日から、2017年は5月末日まで



2011年は10月28日から、2017年は5月末日まで

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当りの純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配落の額）

分配金に対する税金は考慮されておりません。

ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2016年6月1日から2017年5月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2017年5月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
米ドル受益証券	580,405 (580,405)	1,327,639 (1,327,639)	6,873,576 (6,873,576)
豪ドル受益証券	961,502 (961,502)	2,951,388 (2,951,388)	15,199,682 (15,199,682)
N Z ドル受益証券	233,720 (233,720)	530,344 (530,344)	2,947,313 (2,947,313)
好利回り通貨コース 受益証券	612,051 (612,051)	507,250 (507,250)	5,732,548 (5,732,548)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.96円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）資産及び負債の状況

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

純資産計算書

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得価額：208,261,645米ドル）	2	210,453,978	23,351,973
銀行預金		10,725,044	1,190,051
先物契約未実現利益	14	87,523	9,712
デリバティブに係る未収証拠金		449,518	49,879
受益証券の発行未収金		869,688	96,501
未収収益		3,174,775	352,273
現金および現金同等物に係る利息		182	20
資産合計		225,760,708	25,050,408
負債			
銀行当座貸越		1,671,774	185,500
先渡為替契約未実現損失	13	718,266	79,699
受益証券の買戻未払金		639,980	71,012
ブローカーに係る未払金		730,597	81,067
未払費用	9	954,442	105,905
負債合計		4,715,059	523,183
純資産		221,045,649	24,527,225

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
米ドル受益証券（米ドル）	9.27	6,826,831	63,278,234
豪ドル受益証券（豪ドル）	8.14	15,222,487	123,976,347
NZドル受益証券（NZドル）	8.89	2,957,193	26,285,944
好利回り通貨コース受益証券（米ドル）	8.27	5,683,778	47,005,119

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2017年4月30日に終了した期間

米ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	7,470,410
発行受益証券数	52,140
買戻受益証券数	(695,719)
期末現在発行済受益証券数	6,826,831

豪ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	16,504,155
発行受益証券数	382,415
買戻受益証券数	(1,664,083)
期末現在発行済受益証券数	15,222,487

NZドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	3,173,077
発行受益証券数	80,985
買戻受益証券数	(296,869)
期末現在発行済受益証券数	2,957,193

好利回り通貨コース受益証券

期首現在発行済受益証券数	5,634,347
発行受益証券数	351,931
買戻受益証券数	(302,500)
期末現在発行済受益証券数	5,683,778

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2017年4月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2010年8月20日付信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠したアンブレラトラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

資産や負債が個別に帰属するポートフォリオまたはトラストのシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンド（「ファンド」）は、2010年8月20日付マスター信託証書および追補証書（マスター信託証書と合わせて「信託証書」）に従い設立された最初のシリーズ・トラストである。

ファンドは現在、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券（合わせて「受益証券」）の4つのクラスの受益証券の発行が可能である。

ファンドは、2015年10月30日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）に償還する予定で設定された。受託会社と管理会社は、償還日を2020年10月30日まで延長することを、双方の合意により2014年4月11日に決議した。ファンドは、信託証書に記載された状況により、早期に償還する（または償還を延期する）ことがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場または取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券または上記(a)に基づき決定された価格が公正な市場価格を反映していない場合には、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) かかる市場価格が存在しないか、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、減損が決定されない限り、額面価額により評価される。

評価が実行不可能または不適切である場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2017年4月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1米ドル＝1.33717豪ドル
- 1米ドル＝3.19880ブラジルレアル
- 1米ドル＝0.91832ユーロ
- 1米ドル＝0.77295英ポンド
- 1米ドル＝64.33035インドルピー
- 1米ドル＝18.97778メキシコ・ペソ
- 1米ドル＝1.45656NZドル
- 1米ドル＝56.99315ロシア・ルーブル
- 1米ドル＝3.55375トルコリラ

為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行う。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行う。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用することが含まれる。この共通ポートフォリオは4つに分かれており、各クラスの受益証券の純資産の総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ帰属する。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の状態において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の状態において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、先進国債券市場および新興国債券市場を代表して広く使用されている2つの債券市場インデックス（当面は、シティグループ世界国債インデックス（参考市場を含む。）およびJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラス）で採用されている国の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨が選定される。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合がある。選定された通貨は、定期的（原則として毎月）に見直され、入れ替えられる。

副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額（好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入する。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとする。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副

投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内（上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%）に戻す意向である。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の契約価額と終結時の価額の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社としての役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができる。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼した。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとする。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。さらに、代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、請求があれば、ファンドの費用負担で支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	577,860
代行協会員報酬	277,089
事務代行会社報酬	55,424
保管会社報酬	16,650
受託会社および管理会社報酬	11,087
立替実費	5,538
専門家報酬	10,794
未払費用	954,442

注10 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、合理的な分配水準を維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本から分配を行うことができる。分配金額は変動することがあり、分配が行われない場合もある。

上記を前提として、管理会社は、各月の10日（「基準日」）時点における受益者に対して毎月分配を行う予定である。

ただし、基準日がファンド営業日ではない場合、分配は直前のファンド営業日時点の受益者に対して行われる。

分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2017年4月30日に終了した期間に、ファンドは合計11,376,531米ドルの分配を行った。

注11 - 課税

ケイマン諸島政府は、現行の法律の下では、分配または買戻代金の支払に適用ある所得税、法人税、キャピタルゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を、トラスト、ファンドまたは受益者に課さない。ケイマン諸島は、ファンドに対してなされた支払またはファンドが行った支払に適用される二重課税防止協定をいかなる国とも締結していない。現在、ケイマン諸島において為替管理は行われていない。

注12 - 募集および買戻しの条件

受益証券の発行

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券はファンド営業日（以下に定義する。）に、当該ファンド営業日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に、販売会社に支払われる当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の3.0%以下（消費税またはその他の税があればそれを除いた料率）の申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することが可能である。受益者および適格投資家の取得申込口数は、当該クラスの受益証券100口以上1口単位である。

受益証券の購入に係る申込書は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない日である場合、当該7ファンド営業日目の直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければならない。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除く。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいう。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券に係る申込みの全部または一部を拒絶することができ、上記の適切に記入された申込書および支払が適時に受領されていない注文を取り消すことができる。かかる場合には、申込時に支払われた代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担において、可及的速やかに無利息で返還される。

受託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができる。管理会社（またはその代理人）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求したすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社（またはその代理人）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその代理人）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益証券の買戻しを請求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を買戻すよう、事務代行会社に請求することができる。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、事務代行会社に提出されなくてはならない。

受益証券が買戻される価格（「受益証券1口当り買戻価格」）は、当該ファンド営業日における該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格である。

目論見書に記載される受益証券の買戻停止期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われない。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消することができ、買戻代金の支払を延期することができる。

注13 - 先渡為替契約

2017年4月30日現在、注2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加のエクスポージャーを供給するために、およびポートフォリオの一部の調整を行うためにファンドが締結している未決済の先渡為替契約は、以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
ロシア・ルーブル	753,000,000	米ドル	12,662,910	2017年5月11日	507,964
トルコリラ	31,500,000	米ドル	8,378,007	2017年5月11日	452,067
インドルピー	569,000,000	米ドル	8,476,343	2017年5月11日	350,466
トルコリラ	8,190,000	米ドル	2,224,205	2017年5月11日	71,614
トルコリラ	1,980,000	米ドル	521,363	2017年5月11日	33,670
ロシア・ルーブル	40,470,000	米ドル	677,359	2017年5月11日	30,510
米ドル	13,893,713	ロシア・ルーブル	793,470,000	2017年5月11日	14,969
インドルピー	21,420,000	米ドル	322,100	2017年5月11日	10,185
ブラジルレアル	2,370,000	米ドル	742,102	2017年5月11日	(3,810)
メキシコ・ペソ	214,000,000	米ドル	11,312,326	2017年5月11日	(62,816)
ブラジルレアル	40,100,000	米ドル	12,704,507	2017年5月11日	(212,735)
NZドル	26,030,762	米ドル	18,216,613	2017年5月25日	(357,970)
豪ドル	122,373,749	米ドル	92,808,374	2017年5月25日	(1,337,527)
ユーロ	350,000	米ドル	378,321	2017年12月5日	7,497
ユーロ	245,000	米ドル	261,578	2017年6月5日	5,743
ユーロ	100,000	米ドル	107,012	2017年12月5日	3,221
ユーロ	700,000	米ドル	769,401	2017年12月5日	2,235
米ドル	436,473	ユーロ	400,000	2017年6月5日	30
米ドル	163,179	ユーロ	150,000	2017年6月5日	(487)
ユーロ	200,000	米ドル	221,473	2017年12月5日	(1,006)
米ドル	109,137	ユーロ	100,000	2017年12月5日	(1,096)
米ドル	255,332	英ポンド	205,000	2017年6月5日	(10,185)
米ドル	1,355,365	ユーロ	1,250,000	2017年12月5日	(22,557)
米ドル	7,864,639	ユーロ	7,390,000	2017年6月5日	(198,653)
米ドル	175,639	豪ドル	232,975	2017年5月25日	1,497
米ドル	82,259	豪ドル	108,456	2017年5月25日	1,192
米ドル	113,250	豪ドル	150,278	2017年5月25日	922
米ドル	124,748	豪ドル	165,934	2017年5月25日	717
米ドル	29,556	NZドル	42,549	2017年5月25日	365
米ドル	16,061	NZドル	22,900	2017年5月25日	351
米ドル	71,651	豪ドル	95,403	2017年5月25日	340
米ドル	11,362	NZドル	16,239	2017年5月25日	221
米ドル	23,147	豪ドル	30,705	2017年5月25日	196
米ドル	6,813	NZドル	9,706	2017年5月25日	154
米ドル	305	豪ドル	404	2017年5月25日	3
米ドル	216	豪ドル	288	2017年5月25日	1
米ドル	36	NZドル	52	2017年5月25日	1
米ドル	38	NZドル	55	2017年5月25日	1
米ドル	101	豪ドル	135	2017年5月25日	1
米ドル	57	豪ドル	76	2017年5月25日	1

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
米ドル	88	豪ドル	118	2017年 5 月25日	0
米ドル	33	N Z ドル	48	2017年 5 月25日	0
豪ドル	37	米ドル	27	2017年 5 月25日	0
N Z ドル	33	米ドル	22	2017年 5 月25日	0
N Z ドル	10	米ドル	7	2017年 5 月25日	0
豪ドル	84	米ドル	63	2017年 5 月25日	0
豪ドル	66	米ドル	50	2017年 5 月25日	0
豪ドル	37	米ドル	28	2017年 5 月25日	0
N Z ドル	61	米ドル	43	2017年 5 月25日	(1)
豪ドル	205	米ドル	154	2017年 5 月25日	(1)
N Z ドル	126	米ドル	88	2017年 5 月25日	(2)
豪ドル	214	米ドル	162	2017年 5 月25日	(2)
豪ドル	363	米ドル	274	2017年 5 月25日	(3)
N Z ドル	4,403	米ドル	3,088	2017年 5 月25日	(67)
豪ドル	30,048	米ドル	22,539	2017年 5 月25日	(79)
豪ドル	10,057	米ドル	7,627	2017年 5 月25日	(111)
豪ドル	28,431	米ドル	21,425	2017年 5 月25日	(174)
豪ドル	67,914	米ドル	51,005	2017年 5 月25日	(242)
N Z ドル	29,253	米ドル	20,320	2017年 5 月25日	(251)
豪ドル	53,701	米ドル	40,485	2017年 5 月25日	(345)
N Z ドル	27,258	米ドル	19,121	2017年 5 月25日	(420)
豪ドル	109,273	米ドル	82,151	2017年 5 月25日	(472)
N Z ドル	44,120	米ドル	30,971	2017年 5 月25日	(702)
豪ドル	86,928	米ドル	65,793	2017年 5 月25日	(816)
N Z ドル	55,707	米ドル	39,151	2017年 5 月25日	(933)
豪ドル	146,660	米ドル	110,560	2017年 5 月25日	(937)
					(718,266)

金額は四捨五入され、1 に満たない金額は0 と表示されている。

注14 - 未決済先物契約

2017年 4 月30日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドルで表示)	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
ロング・ポジション					
米ドル	186	米国債先物10年 6 %	2017年 6 月	23,360,438	219,978
米ドル	216	米国債先物 5 年 6 %	2017年 6 月	25,562,250	195,459
				48,922,688	415,437
ショート・ポジション					
ユーロ	(23)	ユーロBOBL先物 5 年 6 %	2017年 6 月	(3,302,549)	9,017
ユーロ	(23)	ユーロ・ボンド先物10年 6 %	2017年 6 月	(4,051,921)	(2,004)
ユーロ	(2)	ユーロBUXL先物30年 4 %	2017年 6 月	(368,414)	(1,481)
米ドル	(106)	米国長期BD先物20年 6 %	2017年 6 月	(16,174,938)	(325,688)
米ドル	(3)	米国ウルトラ・ボンド先物30年 6 %	2017年 6 月	(486,656)	(7,758)
				(24,384,478)	(327,914)
					87,523

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アンゴラ					
国債					
米ドル	1,730,000	REP OF ANGOLA 9.5% 12/11/25	1,706,902	1,811,760	0.82
			1,706,902	1,811,760	0.82
		アンゴラ合計	1,706,902	1,811,760	0.82
アルゼンチン					
変動利付債					
ユーロ	670,000	REP OF ARGENTINA FRN 15/12/35	80,570	69,458	0.03
			80,570	69,458	0.03
国債					
米ドル	2,840,000	REP OF ARGENTINA FRN 31/12/33	4,205,463	4,348,111	1.97
米ドル	3,883,000	PROV BUENOS AIRES 5.75% 15/06/19	3,971,497	4,018,905	1.82
米ドル	2,675,000	REP OF ARGENTINA 8.75% 02/06/17	2,938,366	2,688,375	1.22
ユーロ	1,345,000	REP OF ARGENTINA 2.26% 31/12/38	743,532	911,943	0.41
ユーロ	720,000	REP OF ARGENTINA 3.875% 15/01/22	781,881	787,220	0.36
米ドル	8,000,000	REP OF ARGENTINA FRN 15/12/35	758,844	776,000	0.35
			13,399,583	13,530,554	6.13
その他の債券					
米ドル	1,150,000	PROV BUENOS AIRES 7.875% 15/6/27	1,148,470	1,199,139	0.55
米ドル	1,610,000	REP OF ARGENTINA 2.5% 31/12/38	1,036,497	1,064,210	0.48
米ドル	500,000	PROVINCE OF SALTA 9.125% 7/7/24	500,000	540,285	0.24
米ドル	460,000	PROVINCE OF NEUQUEN 7.5% 27/4/25	460,000	465,612	0.21
米ドル	450,000	PROVINC DEL CHACO 9.375% 18/08/24	442,494	441,585	0.20
ユーロ	400,000	PROV DE BUENOS AIRES 3%	433,343	428,132	0.19
ユーロ	190,000	REP OF ARGENTINA 7.82% 31/12/33	299,072	303,110	0.14
米ドル	250,000	PROV BUENOS AIRES STUP 15/05/35	170,313	189,375	0.09
			4,490,189	4,631,448	2.10
		アルゼンチン合計	17,970,342	18,231,460	8.26
アルメニア					
国債					
米ドル	400,000	REP OF ARMENIA 7.15% 26/03/25	404,536	436,448	0.20
			404,536	436,448	0.20
		アルメニア合計	404,536	436,448	0.20
アゼルバイジャン					
国債					
米ドル	200,000	REP OF AZERBAIJAN 4.75% 18/03/24	203,800	204,114	0.09
			203,800	204,114	0.09
固定利付債					
米ドル	520,000	STATE OIL CO 6.95% 18/03/30	526,067	562,900	0.26
			526,067	562,900	0.26
		アゼルバイジャン合計	729,867	767,014	0.35
ボリビア					
その他の債券					
米ドル	800,000	BOLIVIA GOVT 4.5% 20/03/28	792,832	780,000	0.35
			792,832	780,000	0.35
		ボリビア合計	792,832	780,000	0.35

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ブラジル					
国債					
米ドル	1,030,000	REP OF BRAZIL 7.125% 20/01/37	1,209,584	1,192,225	0.54
米ドル	997,000	FED REP OF BRAZIL 5.625% 07/01/41	923,164	989,971	0.45
米ドル	250,000	FED REP OF BRAZIL 8.25% 20/01/34	343,208	316,900	0.14
			2,475,956	2,499,096	1.13
その他の債券					
米ドル	2,500,000	BRAZIL MINAS 5.333% 15/02/28	2,208,750	2,468,750	1.12
			2,208,750	2,468,750	1.12
固定利付債					
米ドル	470,000	CAIXA ECONOMICA 2.375% 06/11/17	458,250	469,530	0.21
			458,250	469,530	0.21
		ブラジル合計	5,142,956	5,437,376	2.46
英国領ヴァージン諸島					
変動利付債					
米ドル	1,700,000	DIANJIANG HAIXING FRN 29/10/49	1,717,723	1,736,669	0.79
米ドル	440,000	SINOCHEN CORP FRN 29/12/49	440,000	450,560	0.20
米ドル	200,000	CCCI TREASURE FRN 29/12/49	200,000	201,350	0.09
			2,357,723	2,388,579	1.08
固定利付債					
米ドル	1,500,000	SINOPEC GRP OVER 4.375% 10/04/24	1,575,000	1,588,185	0.71
米ドル	1,000,000	SPIC 2016 US DOLLAR 3% 06/12/21	994,440	1,007,716	0.46
米ドル	390,000	MINMETALS BOUNT FIN 4.2% 27/07/26	403,066	396,627	0.18
米ドル	300,000	STATE GRID 3.5% 04/05/27	299,823	298,807	0.14
米ドル	250,000	CHINALCO CAPITAL HDG 4.25% 21/04/22	250,000	251,875	0.11
			3,522,329	3,543,210	1.60
		英国領ヴァージン諸島合計	5,880,052	5,931,789	2.68
カメルーン					
その他の債券					
米ドル	2,165,000	REP OF CAMEROON 9.5% 19/11/25	2,063,916	2,463,034	1.11
			2,063,916	2,463,034	1.11
		カメルーン合計	2,063,916	2,463,034	1.11
ケイマン諸島					
変動利付債					
米ドル	960,000	BANCO DO BRASIL VR 29/12/49	791,394	837,792	0.38
			791,394	837,792	0.38
その他の債券					
米ドル	300,000	IVORY COAST 6.375% 03/03/28	312,900	302,352	0.13
米ドル	2,130,000	SCHAHIN II FIN 5.875% 25/09/22	1,760,982	212,780	0.10
			2,073,882	515,132	0.23
固定利付債					
米ドル	650,000	CHINA OVERSEAS FIN 6.375% 29/10/43	646,815	778,622	0.35
			646,815	778,622	0.35
		ケイマン諸島合計	3,512,091	2,131,546	0.96

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
チリ					
固定利付債					
米ドル	880,000	EMPRESA ELECTRICA 4.56% 30/4/25	862,884	839,613	0.38
米ドル	200,000	EMPRESA DE TRANSP 5% 25/01/47	195,412	213,490	0.10
米ドル	160,000	CODELCO INC 6.15% 24/10/36	189,157	186,821	0.08
			1,247,453	1,239,924	0.56
		チリ合計	1,247,453	1,239,924	0.56
中国					
変動利付債					
米ドル	210,000	CRCC YUPENG FRN 28/02/49	210,000	214,198	0.10
			210,000	214,198	0.10
固定利付債					
米ドル	700,000	BJ STATE-OWMED AST 4.125% 26/05/25	691,810	717,682	0.32
			691,810	717,682	0.32
		中国合計	901,810	931,880	0.42
コロンビア					
国債					
米ドル	1,860,000	REP OF COLOMBIA 6.125% 18/01/41	2,148,499	2,145,744	0.97
米ドル	1,540,000	REP OF COLOMBIA 7.375% 18/09/37	1,823,108	1,980,440	0.90
			3,971,607	4,126,184	1.87
固定利付債					
米ドル	295,000	ECOPETROL SA 5.875% 28/05/45	276,700	270,663	0.12
			276,700	270,663	0.12
		コロンビア合計	4,248,307	4,396,847	1.99
コスタリカ					
国債					
米ドル	400,000	REP OF COSTA RICA 5.625% 30/4/43	369,600	360,000	0.16
			369,600	360,000	0.16
固定利付債					
米ドル	870,000	BANCO COSTA RICA 5.25% 12/08/18	872,625	886,712	0.40
米ドル	870,000	INSTITUTO COSTA 6.375% 15/05/43	703,546	751,463	0.34
			1,576,171	1,638,175	0.74
		コスタリカ合計	1,945,771	1,998,175	0.90
クロアチア					
国債					
米ドル	1,400,000	REP OF CROATIA 6.625% 14/07/20	1,533,500	1,541,361	0.69
米ドル	770,000	CROATIA GVT 5.5% 04/04/23	836,489	835,835	0.38
			2,369,989	2,377,196	1.07
固定利付債					
米ドル	325,000	HRVATSKA ELEKTR 5.875% 23/10/22	320,431	348,725	0.16
			320,431	348,725	0.16
		クロアチア合計	2,690,420	2,725,921	1.23

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 （％）
ドミニカ共和国					
国債					
米ドル	1,559,000	DOMINICAN REP 7.45% 30/04/44	1,712,655	1,770,946	0.80
			1,712,655	1,770,946	0.80
固定利付債					
米ドル	735,000	BANCO RES REP DOM 7% 1/02/23	753,163	754,867	0.34
			753,163	754,867	0.34
		ドミニカ共和国合計	2,465,818	2,525,813	1.14
エクアドル					
国債					
米ドル	875,000	REP OF ECUADOR 9.65% 13/12/26	896,688	888,125	0.40
米ドル	710,000	REP OF ECUADOR 10.75% 28/03/22	757,200	770,350	0.35
米ドル	400,000	REP OF ECUADOR 7.95% 20/06/24	373,000	382,592	0.17
			2,026,888	2,041,067	0.92
その他の債券					
米ドル	820,000	EP PETROECUADOR FRN 24/09/19	398,420	433,737	0.20
			398,420	433,737	0.20
		エクアドル合計	2,425,308	2,474,804	1.12
エジプト					
国債					
米ドル	650,000	ARAB REPUBLIC EGYPT 8.5% 31/1/47	658,364	707,362	0.32
米ドル	600,000	ARAB REP EGYPT 5.875% 11/06/25	545,711	592,860	0.27
米ドル	390,000	ARAB REP EGYPT 6.125% 31/01/22	390,000	405,503	0.18
			1,594,075	1,705,725	0.77
		エジプト合計	1,594,075	1,705,725	0.77
エルサルバドル					
国債					
米ドル	1,185,000	REP EL SALVADOR 7.625% 1/2/41	1,091,554	1,063,538	0.48
米ドル	270,000	REP EL SALVADOR 8.625% 28/2/29	270,000	272,700	0.12
米ドル	190,000	REP EL SALVADOR 8.25% 10/04/32	182,056	183,350	0.08
米ドル	110,000	REP EL SALVADOR 7.65% 15/6/35	99,619	100,100	0.05
			1,643,229	1,619,688	0.73
		エルサルバドル合計	1,643,229	1,619,688	0.73
エチオピア					
国債					
米ドル	410,000	REP OF ETHIOPIA 6.625% 11/12/24	410,000	404,875	0.18
			410,000	404,875	0.18
		エチオピア合計	410,000	404,875	0.18
ガボン					
国債					
米ドル	410,000	GABONESE REP 6.95% 16/06/25	381,569	405,933	0.18
			381,569	405,933	0.18
		ガボン合計	381,569	405,933	0.18

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ジョージア					
固定利付債					
米ドル	325,000	JSC GEORGIAN RAIL 7.75% 11/07/22	341,385	357,338	0.16
			341,385	357,338	0.16
		ジョージア合計	341,385	357,338	0.16
ガーナ					
その他の債券					
米ドル	1,005,000	REP OF GHANA 10.75% 14/10/30	1,021,481	1,212,533	0.55
			1,021,481	1,212,533	0.55
		ガーナ合計	1,021,481	1,212,533	0.55
グアテマラ					
国債					
米ドル	300,000	REP OF GUATEMALA 8.125% 6/10/34	403,000	384,000	0.18
米ドル	200,000	REP OF GUATEMALA 4.5% 03/05/26	202,980	202,602	0.09
			605,980	586,602	0.27
		グアテマラ合計	605,980	586,602	0.27
ホンジュラス					
国債					
米ドル	730,000	HONDURAS GVT 6.25% 19/01/27	731,875	756,025	0.35
米ドル	200,000	REP OF HONDURAS 8.75% 16/12/20	208,873	228,484	0.10
			940,748	984,509	0.45
		ホンジュラス合計	940,748	984,509	0.45
ハンガリー					
国債					
米ドル	1,546,000	HUNGARY GVT 5.375% 21/02/23	1,592,779	1,716,060	0.78
米ドル	610,000	REP OF HUNGARY 7.625% 29/03/41	883,258	901,275	0.41
米ドル	750,000	REP OF HUNGARY 6.375% 29/03/21	866,791	847,500	0.38
			3,342,828	3,464,835	1.57
		ハンガリー合計	3,342,828	3,464,835	1.57
インドネシア					
国債					
米ドル	4,715,000	REP OF INDONES 5.25% 17/01/42	4,902,201	5,086,306	2.30
米ドル	1,350,000	REP OF INDONES 6.625% 17/02/37	1,681,075	1,657,841	0.75
米ドル	650,000	REP OF INDONESIA 5.25% 08/01/47	656,859	697,982	0.32
ユーロ	250,000	REP OF INDONESIA 3.375% 30/07/25	264,085	291,349	0.13
			7,504,220	7,733,478	3.50
固定利付債					
米ドル	895,000	PERTAMINA PERSERO 6.45% 30/05/44	903,678	1,011,761	0.45
米ドル	770,000	PERTAMINA 6.5% 27/05/41	761,680	866,309	0.39
米ドル	600,000	PERUSAHAAN PEN 4.15% 29/03/27	600,000	611,250	0.28
米ドル	300,000	PERUSAHAAN PEN 3.4% 29/03/22	300,000	300,900	0.14
米ドル	200,000	PERUSAHAAN LISTRIK 5.25% 24/10/42	197,028	198,074	0.09
			2,762,386	2,988,294	1.35
		インドネシア合計	10,266,606	10,721,772	4.85

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
イラク					
その他の債券					
米ドル	720,000	IRAQ REPUBLIC 5.8% 15/01/28	555,168	643,500	0.29
			555,168	643,500	0.29
		イラク合計	555,168	643,500	0.29
アイルランド					
固定利付債					
米ドル	1,440,000	VEB FINANCE 6.902% 09/07/20	1,632,141	1,580,072	0.71
米ドル	1,005,000	VEB FINANCE PLC 5.942% 21/11/23	1,005,000	1,080,003	0.49
米ドル	850,000	SIBUR SECS LTD 3.914% 31/01/18	832,197	858,383	0.39
米ドル	540,000	SCF CAPITAL 5.375% 16/06/23	540,000	556,703	0.25
			4,009,338	4,075,161	1.84
		アイルランド合計	4,009,338	4,075,161	1.84
コートジボワール					
その他の債券					
米ドル	1,374,000	IVORY COAST FRN 31/12/32	1,029,269	1,292,659	0.58
			1,029,269	1,292,659	0.58
		コートジボワール合計	1,029,269	1,292,659	0.58
ジャマイカ					
その他の債券					
米ドル	1,350,000	JAMAICA GVT 8% 15/03/39	1,591,300	1,568,646	0.71
			1,591,300	1,568,646	0.71
		ジャマイカ合計	1,591,300	1,568,646	0.71
ジャージー					
固定利付債					
米ドル	350,000	BK INDIA/JERSEY 3.125% 6/05/20	348,509	347,754	0.16
			348,509	347,754	0.16
		ジャージー合計	348,509	347,754	0.16
ヨルダン					
国債					
米ドル	385,000	KINGDOM OF JORDAN 5.75% 31/01/27	383,568	380,311	0.17
			383,568	380,311	0.17
		ヨルダン合計	383,568	380,311	0.17
カザフスタン					
国債					
米ドル	320,000	REP KAZAKHSTAN 6.5% 21/07/45	316,957	380,704	0.18
米ドル	355,000	REP OF KAZAKHSTAN 4.875% 14/10/44	322,307	352,291	0.16
米ドル	250,000	REP OF KAZAKHSTAN 3.875% 14/10/24	248,375	253,137	0.11
			887,639	986,132	0.45

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 （％）
カザフスタン（続き）					
固定利付債					
米ドル	570,000	KAZMUNAIGAZ NAT 7% 05/05/20	629,784	625,731	0.28
米ドル	400,000	KAZMUNAYGAZ NAT 5.75% 30/04/43	378,899	396,016	0.18
米ドル	340,000	KAZMUNAYGAS NTL 5.75% 19/04/47	334,040	331,534	0.15
米ドル	290,000	SAMRUK-ENERGY JSC 3.75% 20/12/17	281,663	289,832	0.13
米ドル	265,000	KAZMUNAIGAZ FIN 9.125% 02/7/18	293,965	284,663	0.13
			1,918,351	1,927,776	0.87
カザフスタン合計			2,805,990	2,913,908	1.32
ケニア					
国債					
米ドル	200,000	REP OF KENYA 6.875% 24/06/24	193,250	202,892	0.09
			193,250	202,892	0.09
ケニア合計			193,250	202,892	0.09
ラトビア					
国債					
ユーロ	290,000	REP OF LATVIA 2.25% 15/02/47	304,486	322,506	0.15
			304,486	322,506	0.15
ラトビア合計			304,486	322,506	0.15
レバノン					
国債					
米ドル	2,745,000	LEBANESE REPUBLIC 5% 12/10/17	2,759,546	2,760,042	1.24
米ドル	1,725,000	LEBANESE REP 6.65% 22/04/24	1,724,925	1,781,770	0.81
米ドル	715,000	REP OF LEBANON 5.15% 12/11/18	721,738	724,796	0.33
米ドル	450,000	REP OF LEBANON 8.25% 12/04/21	500,063	498,762	0.23
米ドル	235,000	LEBANESE REPUBLIC 5.45% 28/11/19	233,825	239,291	0.11
米ドル	175,000	LEBANESE REPUBLIC 6.25% 04/11/24	171,500	175,698	0.08
			6,111,597	6,180,359	2.80
レバノン合計			6,111,597	6,180,359	2.80
ルクセンブルグ					
固定利付債					
米ドル	2,245,000	OJSC RUSS AG BK 5.1% 25/07/18	2,270,626	2,312,350	1.04
米ドル	1,160,000	RSHB CAPITAL 6.299% 15/05/17	1,184,150	1,161,596	0.53
米ドル	540,000	RSHB CAPITAL 7.75% 29/05/18	561,600	570,262	0.26
			4,016,376	4,044,208	1.83
ルクセンブルグ合計			4,016,376	4,044,208	1.83
マレーシア					
固定利付債					
米ドル	5,500,000	1MDB GBL INVEST 4.4% 09/03/23	5,455,360	5,156,261	2.33
			5,455,360	5,156,261	2.33
マレーシア合計			5,455,360	5,156,261	2.33

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
マーシャル諸島					
固定利付債					
米ドル	850,000	OCP SA 6.875% 25/04/44	908,286	920,125	0.42
			908,286	920,125	0.42
		マーシャル諸島合計	908,286	920,125	0.42
メキシコ					
国債					
米ドル	5,914,000	UTD MEX STATES 5.75% 12/10/2110	5,959,107	6,002,710	2.72
英ポンド	200,000	UTD MEX STATES 5.625% 19/3/2114	282,209	262,114	0.12
			6,241,316	6,264,824	2.84
固定利付債					
米ドル	2,886,000	PEMEX 6.75% 21/09/47	2,826,663	2,936,216	1.34
米ドル	2,720,000	PEMEX MASTER 6.625% 15/06/35	3,002,973	2,828,800	1.28
米ドル	3,170,000	PEMEX 5.625% 23/01/46	3,141,442	2,820,983	1.28
米ドル	2,030,000	PETROLEOS MEX 6.375% 23/01/45	2,121,040	1,987,167	0.90
ユーロ	1,000,000	PETROLEOS MEX 4.875% 21/02/28	1,052,119	1,130,479	0.51
米ドル	400,000	PETROLEOS MEX 6.5% 02/06/41	483,000	400,000	0.18
米ドル	340,000	MEX CITY AIRPORT 5.5% 31/10/46	335,345	336,209	0.15
米ドル	200,000	CEMEX SAB DE CV 7.75% 16/04/26	199,972	228,000	0.10
			13,162,554	12,667,854	5.74
		メキシコ合計	19,403,870	18,932,678	8.58
モンゴル					
国債					
米ドル	1,370,000	MONGOLIA GVT 5.125% 05/12/22	1,174,785	1,308,409	0.59
			1,174,785	1,308,409	0.59
固定利付債					
米ドル	442,000	MONGOLIA INTL 8.75% 09/03/24	433,823	491,104	0.22
米ドル	205,000	TRAD&DEV BK MONG 9.375% 19/05/20	213,788	220,729	0.10
			647,611	711,833	0.32
		モンゴル合計	1,822,396	2,020,242	0.91
モンテネグロ					
国債					
ユーロ	835,000	MACEDONIA 3.975% 24/07/21	1,080,297	932,497	0.42
			1,080,297	932,497	0.42
		モンテネグロ合計	1,080,297	932,497	0.42
オランダ					
その他の債券					
米ドル	718,000	NORTH LIGHT/ANGOLA 7% 16/8/19	466,829	463,599	0.21
			466,829	463,599	0.21

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 （％）
オランダ（続き）					
固定利付債					
米ドル	1,530,000	PETROBRAS GBL FIN 6.85% 05/06/2115	1,261,155	1,358,104	0.62
米ドル	900,000	MAJAPAHIT HLDG 7.875% 29/06/37	1,026,173	1,154,250	0.52
米ドル	695,000	AES ANDRES/POWER 7.95% 11/5/26	680,989	753,714	0.34
ユーロ	510,000	PETROBRAS GBL FIN 4.25% 02/10/23	484,911	579,746	0.26
米ドル	380,000	KAZAKHSTAN TEMIR 6.95% 10/7/42	375,784	400,442	0.18
米ドル	230,000	PETROBRAS GBL FIN 7.375% 17/01/27	230,000	246,836	0.11
			4,059,012	4,493,092	2.03
オランダ合計			4,525,841	4,956,691	2.24
ナイジェリア					
国債					
米ドル	410,000	REP OF NIGERIA 7.875% 16/02/32	418,237	445,260	0.20
			418,237	445,260	0.20
ナイジェリア合計			418,237	445,260	0.20
パキスタン					
国債					
米ドル	450,000	ISLAM REP PAKISTAN 6.875% 1/6/17	454,233	451,530	0.20
米ドル	150,000	ISLAM REP PAKISTAN 7.875% 31/3/36	128,780	152,159	0.07
			583,013	603,689	0.27
パキスタン合計			583,013	603,689	0.27
パナマ					
国債					
米ドル	1,000,000	REP OF PANAMA 9.375% 01/04/29	1,550,021	1,486,300	0.67
			1,550,021	1,486,300	0.67
その他の債券					
米ドル	700,000	REP OF PANAMA 4.3% 29/04/53	725,625	688,590	0.32
米ドル	200,000	AEROPUERTO INTL 5.375% 18/5/36	211,750	208,766	0.09
米ドル	160,000	REP OF PANAMA 6.7% 26/01/36	218,928	206,000	0.09
			1,156,303	1,103,356	0.50
固定利付債					
米ドル	400,000	GLOBAL BANK CORP 4.5% 20/10/21	399,768	399,680	0.18
			399,768	399,680	0.18
パナマ合計			3,106,092	2,989,336	1.35
パラグアイ					
国債					
米ドル	1,475,000	REP OF PARAGUAY 6.1% 11/08/44	1,579,350	1,585,625	0.72
			1,579,350	1,585,625	0.72
パラグアイ合計			1,579,350	1,585,625	0.72

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ペルー					
固定利付債					
米ドル	370,000	EL FONDO MIVIVIENDA 3.5% 31/1/23	372,784	373,700	0.17
米ドル	260,000	UNION AND CEMENT 5.875% 30/10/21	260,000	271,359	0.12
			632,784	645,059	0.29
ペルー合計			632,784	645,059	0.29
フィリピン					
国債					
米ドル	2,110,000	REP OF PHILIPPINES 3.7% 01/03/41	2,178,969	2,101,992	0.95
米ドル	1,346,000	REP OF PHILIPPINES 3.95% 20/01/40	1,400,443	1,386,472	0.63
米ドル	350,000	REP OF PHILIPPINES 3.7% 02/02/42	350,000	347,924	0.16
			3,929,412	3,836,388	1.74
フィリピン合計			3,929,412	3,836,388	1.74
ポーランド					
国債					
米ドル	800,000	REP OF POLAND 4% 22/01/24	832,651	844,000	0.38
			832,651	844,000	0.38
ポーランド合計			832,651	844,000	0.38
ルーマニア					
国債					
ユーロ	1,095,000	ROMANIA 2.875% 26/05/28	1,318,181	1,226,647	0.56
米ドル	800,000	ROMANIA GVT 4.375% 22/08/23	817,240	846,478	0.38
			2,135,421	2,073,125	0.94
ルーマニア合計			2,135,421	2,073,125	0.94
ロシア連邦					
変動利付債					
米ドル	490,000	CREDIT BANK MOSCOW 7.5% 05/10/27	490,000	495,169	0.22
			490,000	495,169	0.22
国債					
米ドル	4,000,000	RUSSIAN FED 5.625% 04/04/42	4,122,295	4,454,791	2.02
米ドル	1,000,000	RUSSIAN FED 4.75% 27/05/26	1,048,850	1,055,310	0.48
			5,171,145	5,510,101	2.50
固定利付債					
米ドル	1,640,000	VEB FINANCE 5.45% 22/11/17	1,682,057	1,669,953	0.76
米ドル	540,000	GAZPROM OAO 6% 27/11/23	533,307	584,550	0.26
			2,215,364	2,254,503	1.02
ロシア連邦合計			7,876,509	8,259,773	3.74
セルビア					
国債					
米ドル	1,220,000	REP OF SERBIA 5.875% 03/12/18	1,294,462	1,283,664	0.58
米ドル	500,000	REP OF SERBIA 7.25% 28/09/21	559,062	575,690	0.26
			1,853,524	1,859,354	0.84
セルビア合計			1,853,524	1,859,354	0.84

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
シンガポール					
固定利付債					
米ドル	500,000	BOC AVIATION LTD 3% 30/03/20	497,290	502,230	0.23
			497,290	502,230	0.23
		シンガポール合計	497,290	502,230	0.23
南アフリカ					
国債					
米ドル	1,145,000	REP OF SOUTH AFRICA 4.875% 14/04/26	1,159,325	1,154,283	0.52
米ドル	430,000	REP OF STH AFRICA 4.665% 17/01/24	437,663	434,622	0.20
米ドル	235,000	REP OF STH AFRICA 5% 12/10/46	235,000	222,240	0.10
			1,831,988	1,811,145	0.82
固定利付債					
米ドル	1,645,000	ESKOM HLDG 7.125% 11/02/25	1,637,645	1,692,212	0.77
米ドル	515,000	ESKOM HLDG 6.75% 06/08/23	521,254	531,902	0.24
			2,158,899	2,224,114	1.01
		南アフリカ合計	3,990,887	4,035,259	1.83
スリランカ					
国債					
米ドル	1,330,000	REP OF SRI LANKA 6.85% 3/11/25	1,303,086	1,404,174	0.64
			1,303,086	1,404,174	0.64
固定利付債					
米ドル	1,661,000	NTL SAVING BANK 8.875% 18/9/18	1,745,672	1,769,978	0.80
米ドル	730,000	BANK OF CEYLON 6.875% 03/5/17	750,113	730,000	0.33
			2,495,785	2,499,978	1.13
		スリランカ合計	3,798,871	3,904,152	1.77
トリニダード・トバゴ					
国債					
米ドル	400,000	REP OF TRIN & TOB 4.5% 4/08/26	400,000	386,516	0.17
			400,000	386,516	0.17
その他の債券					
米ドル	1,560,000	PETRO TRINI&TOBAGO 6% 08/05/22	719,452	706,213	0.32
			719,452	706,213	0.32
		トリニダード・トバゴ合計	1,119,452	1,092,729	0.49
チュニジア					
固定利付債					
ユーロ	815,000	BNQ CEN TUNISIA 5.625% 17/02/24	862,310	906,354	0.41
米ドル	505,000	BANQ CENT TUNIS 5.75% 30/01/25	500,278	495,405	0.22
			1,362,588	1,401,759	0.63
		チュニジア合計	1,362,588	1,401,759	0.63

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
トルコ					
国債					
米ドル	5,980,000	REP OF TURKEY 4.875% 16/04/43	5,650,112	5,404,425	2.45
米ドル	3,465,000	REP OF TURKEY 5.125% 25/03/22	3,559,711	3,591,015	1.62
米ドル	3,360,000	REP OF TURKEY 5.625% 30/03/21	3,587,295	3,560,693	1.61
米ドル	500,000	REP OF TURKEY 6.625% 17/02/45	518,000	560,068	0.25
米ドル	520,000	REP OF TURKEY 6% 25/03/27	514,062	556,400	0.25
			13,829,180	13,672,601	6.18
固定利付債					
米ドル	917,000	EXPORT CRED TURK 5.875% 24/04/19	940,202	957,835	0.44
米ドル	875,000	TC ZIRAAT BANKASI 4.25% 3/7/19	871,456	880,143	0.40
米ドル	475,000	TURKIYE IS BANK 5.375% 6/10/21	476,775	477,940	0.22
米ドル	400,000	TC ZIRAAT BANKASI 4.75% 29/04/21	391,930	399,651	0.18
米ドル	380,000	TURKIYE VAKIFLAR 5.5% 27/10/21	378,134	381,900	0.17
米ドル	290,000	EXPORT CRED BK TURK 5.375% 8/2/21	288,747	298,358	0.13
			3,347,244	3,395,827	1.54
		トルコ合計	17,176,424	17,068,428	7.72
ウクライナ					
変動利付債					
米ドル	1,023,000	UKRAINE GVT FRN 31/05/40	370,671	357,191	0.16
			370,671	357,191	0.16
国債					
米ドル	1,713,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/27	1,489,380	1,606,760	0.73
米ドル	1,370,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/19	1,340,344	1,397,455	0.63
米ドル	1,140,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/24	1,081,650	1,084,516	0.49
米ドル	1,045,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/22	1,004,038	1,023,222	0.46
米ドル	670,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/21	660,955	667,454	0.30
米ドル	253,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/26	171,625	236,555	0.11
			5,747,992	6,015,962	2.72
		ウクライナ合計	6,118,663	6,373,153	2.88
アラブ首長国連邦					
国債					
米ドル	2,020,000	OMAN GVT INTL 5.375% 08/03/27	2,013,365	2,107,547	0.96
米ドル	1,320,000	OMAN GVT INTL 6.5% 08/03/47	1,316,682	1,421,598	0.64
			3,330,047	3,529,145	1.60
		アラブ首長国連邦合計	3,330,047	3,529,145	1.60
英国					
その他の債券					
米ドル	1,320,000	BIZ FINANCE 9.625% 27/04/22	1,215,146	1,341,779	0.60
米ドル	425,000	OSCHADBANK 9.375% 10/03/23	383,018	432,506	0.20
			1,598,164	1,774,285	0.80
固定利付債					
米ドル	815,000	SOUTHERN GAS CO 6.875% 24/03/26	883,492	899,475	0.41
			883,492	899,475	0.41
		英国合計	2,481,656	2,673,760	1.21

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
米国					
その他の債券					
米ドル	2,645,000	BRAZIL LOAN TR 5.477% 24/07/23	2,194,018	2,178,964	0.98
			2,194,018	2,178,964	0.98
固定利付債					
米ドル	350,000	CNOOC FIN 2015 US 3.5% 05/05/25	348,369	348,433	0.16
			348,369	348,433	0.16
		米国合計	2,542,387	2,527,397	1.14
ウルグアイ					
その他の債券					
米ドル	2,275,000	REP ORIENT URUGUAY 5.1% 18/06/50	2,310,232	2,249,520	1.02
			2,310,232	2,249,520	1.02
		ウルグアイ合計	2,310,232	2,249,520	1.02
ベネズエラ					
国債					
米ドル	4,575,000	REP OF VENEZUELA 9.25% 15/09/27	2,202,344	2,430,697	1.10
米ドル	2,345,000	REP OF VENEZUELA 7% 31/03/38	1,062,020	1,070,962	0.48
米ドル	1,420,000	REP OF VENEZUELA 9.25% 7/5/28	663,409	683,446	0.31
米ドル	420,000	REP OF VENEZUELA 6% 09/12/20	228,900	218,400	0.10
米ドル	275,000	REP OF VENEZUELA 7.65% 21/04/25	121,000	128,920	0.06
			4,277,673	4,532,425	2.05
その他の債券					
米ドル	3,090,000	PETROLEOS DE VENEZ 8.5% 27/10/20	2,456,572	2,414,063	1.09
米ドル	5,200,000	PETROLEOS VENEZU 6% 15/11/26	2,518,354	2,008,500	0.91
			4,974,926	4,422,563	2.00
固定利付債					
米ドル	1,400,000	PETROLEOS DE VEN 5.5% 12/04/37	420,000	532,140	0.24
米ドル	400,000	PETROLEOS VENEZUELA 5.375% 12/04/27	137,400	150,800	0.07
			557,400	682,940	0.31
		ベネズエラ合計	9,809,999	9,637,928	4.36
ベトナム					
国債					
米ドル	500,000	REP OF VIETNAM 4.8% 19/11/24	501,800	515,690	0.24
米ドル	250,000	REP SOCIAL VIETNAM 6.75% 29/1/20	274,688	273,118	0.12
			776,488	788,808	0.36
		ベトナム合計	776,488	788,808	0.36

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 （％）
ザンビア					
国債					
米ドル	220,000	REP OF ZAMBIA 5.375% 20/09/22	166,736	206,800	0.09
			166,736	206,800	0.09
その他の債券					
米ドル	640,000	REP OF ZAMBIA 8.97% 30/07/27	611,749	683,302	0.31
			611,749	683,302	0.31
ザンビア合計			778,485	890,102	0.40
投資有価証券合計			208,261,645 (23,108,712,129円)	210,453,978 (23,351,973,399円)	95.21

（１）額面価額は、有価証券の原通貨にて表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約4,648万円）で、2017年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約310万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.95円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2017年5月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約1.4兆円で

（2017年5月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,593,016,592.44米ドル
		2	2,734,457,012.57豪ドル
		1	144,551,947.93カナダドル
		1	638,370,452.68ニュージーランドドル
		1	53,415,290.60英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	21	1,294,516,656.94米ドル
		6	152,142,501.32ユーロ
		13	298,879,826,467円
		9	695,051,750.60豪ドル
		4	48,562,755.81カナダドル
		5	247,704,915.42ニュージーランドドル
		3	15,708,516.10英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	10	602,387,229.67米ドル
		1	323,653,230.96南アフリカ・ランド
		15	15,123,679,409円
		4	613,751,919.53豪ドル
		3	182,597,865.08ニュージーランドドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2010年8月20日付のマスター信託証書（2016年3月31日付（2016年4月28日付で効力発生）の修正証書により修正済。）（以下「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権およびファンドの業務全般を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関連会社を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の管理会社を任命できなかった場合、受託会社はすべてのシリーズ・トラストを終了することができます。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任または解任後も、ファンドの管理者として行為した期間中については、当該管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償、権限、特権およびファンドに対する償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとしますが、過去または現在の受益者から補償を受ける権利については、この限りではありません。

（３）その他

本書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2017年5月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.95円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2017年5月30日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2017 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2017, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 30, 2017

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2016年6月10日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 10, 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2017年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2017年3月31日		2016年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融資産					
固定資産として保有される投資	10	4,000,567	495,870	—	—
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来		341,652	42,348	313,374	38,843
銀行預金および手元現金	9	4,645,136	575,765	8,070,010	1,000,278
		4,986,788	618,112	8,383,384	1,039,120
前払費用		18,750	2,324	18,750	2,324
資産合計		9,006,105	1,116,307	8,402,134	1,041,445
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,481	375,000	46,481
準備金		652,500	80,877	1,002,500	124,260
1. 法定準備金	4	37,500	4,648	37,500	4,648
4. 公正価値準備金を含むその他準備金	4				
b) その他配当不可能準備金		615,000	76,229	965,000	119,612
繰越損益	4	6,961,171	862,837	6,054,617	750,470
当期損益		497,040	61,608	556,554	68,985
		8,485,711	1,051,804	7,988,671	990,196
引当金					
納税引当金	5	302,559	37,502	215,740	26,741
		302,559	37,502	215,740	26,741
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	6	186,363	23,100	176,999	21,939
その他債務					

a) 税務当局	12,059	1,495	9,513	1,179
b) 社会保障当局	19,413	2,406	11,211	1,390
	<u>217,835</u>	<u>27,001</u>	<u>197,723</u>	<u>24,508</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>9,006,105</u>	<u>1,116,307</u>	<u>8,402,134</u>	<u>1,041,445</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2017年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2017年3月31日		2016年3月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から 5 . 総損益	7、9	1,452,281	180,010	1,518,398	188,205
6 . 人件費		(827,098)	(102,519)	(818,475)	(101,450)
a) 給与および賃金	8	(756,938)	(93,822)	(744,856)	(92,325)
b) 社会保障費	8	(70,160)	(8,696)	(73,619)	(9,125)
) 年金関連		(42,766)	(5,301)	(44,318)	(5,493)
) その他社会保障費		(27,394)	(3,395)	(29,301)	(3,632)
8 . その他営業費用		(25,000)	(3,099)	(25,000)	(3,099)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b) その他収益		1,999	248	2,500	310
11 . その他未収利息および類似収益					
a) 関連事業から派生する金額		—	—	4,799	595
b) その他利息および類似収益		31,710	3,930	8,877	1,100
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	9	(15,419)	(1,911)	(5,214)	(646)
b) その他利息および類似費用		(34,079)	(4,224)	(17,864)	(2,214)
15 . 損益に係る税金	5	(82,539)	(10,231)	(101,703)	(12,606)
16 . 税引後損益		501,855	62,205	566,318	70,195
17 . 1 から16に表示されないその他税金		(4,815)	(597)	(9,764)	(1,210)
18 . 当期利益		497,040	61,608	556,554	68,985

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2017年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有される有価証券およびその他金融商品は、取得日における取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連資産から直接控除される。固定資産として保有される投資の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、運用中の投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

前年度の組替再表示

2016年3月31日現在の比較数値は、適切な比較を可能にするために組替再表示されている。組替再表示は当期利益に影響しない。

注3 - 払込済資本金

2017年3月31日および2016年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2016年3月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617
前期の損益	—	—	556,554
富裕税準備金の純取崩し	—	(525,000)	525,000
富裕税準備金	—	175,000	(175,000)
2017年3月31日現在残高	37,500	615,000	6,961,171

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税（「NWT」）の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、NWT最低額（前年度の法人所得税（「CIT」）控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースのNWTと比較することにより、会社が所定の年度におけるNWTを軽減できる旨を定めた通達（circular l. Fort n 51）（「通達」）を2016年7月25日に公表した。NWTとして、会社は、前述の金額（控除後のNWT最低額）または連結納税ベースのNWTのうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2017年3月31日現在、配当不可能準備金は合計615,000ユーロ（2016年3月31日：965,000ユーロ）であり、これは、2011年から2016年までの間に富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2016年6月14日に行われた年次総会により、2010年の富裕税準備金の全額である365,000ユーロが取り崩され、2015年の富裕税が160,000ユーロ減少され、2016年度の富裕税準備金として175,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

当社は、ルクセンブルグの所得税法第164bis条に定める連結納税制度（連結グループ）を利用しており、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが、2008年度以降連結グループの筆頭となっている。

注6 - 債務

2017年3月31日および2016年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 総損益

2017年3月31日および2016年3月31日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2017年3月31日 (ユーロ)	2016年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	1,587,246	1,790,911
リスク管理報酬	87,500	50,516

その他報酬	29,502	—
その他対外費用	(251,967)	(323,029)
	<u>1,452,281</u>	<u>1,518,398</u>

2017年3月31日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬103,187ユーロ（2016年3月31日：117,000ユーロ）、海外規制費用48,138ユーロ（2016年3月31日：95,695ユーロ）、監査報酬30,701ユーロ（2016年3月31日：29,550ユーロ）、弁護士報酬21,629ユーロ（2016年3月31日：4,236ユーロ）およびその他費用48,312ユーロ（2016年3月31日：76,548ユーロ）により構成されている。

注8 - スタッフ

2017年3月31日および2016年3月31日に終了した年度において、当社は6名を雇用していた。

注9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2017年3月31日および2016年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2017年3月31日および2016年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 金融資産

固定資産として保有される投資は、コマーシャル・ペーパーである。固定資産として保有される投資の増減の概要は、以下のとおりである。

	2017年3月31日 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	—
期中取得額	4,000,567
期中処分額	—
期末現在	<u>4,000,567</u>
評価調整	
期首現在	—
期中評価調整繰戻額	—
期末現在	<u>4,000,567</u>
期末現在純評価額	<u>4,000,567</u>
期末現在市場価格	<u>4,000,567</u>

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2017年3月31日現在、約11,871百万ユーロである（2016年：12,536百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Investments held as fixed assets	10	4,000,567	---
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		341,652	313,374
Cash at bank and in hand	9	4,645,136	8,070,010
		4,986,788	8,383,384
PREPAYMENTS		18,750	18,750
TOTAL (ASSETS)		9,006,105	8,402,134
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves		652,500	1,002,500
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve	4		
b) other non available reserves		615,000	965,000
Profit or loss brought forward	4	6,961,171	6,054,617
Profit or loss for the financial year		497,040	556,554
		8,485,711	7,988,671
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	302,559	215,740
		302,559	215,740
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	186,363	176,999
Other creditors			
a) Tax authorities		12,059	9,513
b) Social security authorities		19,413	11,211
		217,835	197,723
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		9,006,105	8,402,134

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Accounts
for the year ended March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,452,281	1,518,398
6. Staff costs		(827,098)	(818,475)
a) salaries and wages	8	(756,938)	(744,856)
b) social security costs	8	(70,160)	(73,619)
<i>i) relating to pensions</i>		(42,766)	(44,318)
<i>ii) other social security costs</i>		(27,394)	(29,301)
8. Other operating expenses		(25,000)	(25,000)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		1,999	2,500
11. Other interest receivable and similar income			
a) derived from affiliated undertakings		---	4,799
b) other interest and similar income		31,710	8,877
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(15,419)	(5,214)
b) other interest and similar expenses		(34,079)	(17,864)
15. Tax on profit or loss	5	(82,539)	(101,703)
16. Profit or loss after taxation		501,855	566,318
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		(4,815)	(9,764)
18. Profit for the financial year		<u>497,040</u>	<u>556,554</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Securities and other financial instruments held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value. These value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply. Value adjustments are deducted directly from the related assets. Realised profit or loss on sale of investments held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Reclassification of prior year figures

Comparative figures as of March 31, 2016 have been reclassified to allow proper comparison. Reclassifications made have no impact on the profit for the financial year.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2017 and 2016, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617
Previous year 's profit or loss	---	---	556,554
Net release of net wealth tax reserve	---	(525,000)	525,000
Net wealth tax reserve	---	175,000	(175,000)
Balance as at March 31, 2017	37,500	615,000	6,961,171

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated 16 June 2016, which determines the criteria for the reduction of the net wealth tax (“NWT”) as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on 25 July 2016 a circular I.Fort n° 51 (the “Circular”) indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax (“CIT”) for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net wealth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2017, the non-distributable reserve amounted EUR 615,000 representing five times the net wealth tax credited for the years from 2011 to 2016 (31 March 2016: EUR 965,000).

As per Annual General Meeting held on June 14, 2016, the 2010 net wealth tax reserve was fully released by an amount of EUR 365,000 while the 2015 net wealth tax was decreased by EUR 160,000 and a net wealth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2016.

Note 5 – Taxes

The Company benefits from a tax consolidation regime (fiscal unity) set forth in article 164 bis LITL with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. being head of the fiscal unity as from 2008 financial year.

Note 6 – Creditors

As at March 31, 2017 and 2016, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at 31 March 2017 and 2016, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2017	March 31, 2016
	EUR	EUR
Management fees	1,587,246	1,790,911
Risk Management fees	87,500	50,516
Other fees	29,502	---
Other external charges	(251,967)	(323,029)
	<u>1,452,281</u>	<u>1,518,398</u>

As at 31 March 2017, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 103,187 (March 31, 2016: EUR 117,000), overseas regulation fees for EUR 48,138 (March 31, 2016: EUR 95,695), audit fees for EUR 30,701 (March 31, 2016: EUR 29,550), legal fees for EUR 21,629 (March 31, 2016: EUR 4,236) and other charges for EUR 48,312 (EUR 76,548).

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2016 and March 31, 2017, the Company has employed 6 persons.

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2017 and March 31, 2016. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2017 and 2016 is recorded in deduction of the caption "Gross profit or loss" in the profit and loss account.

Note 10 – Financial assets

Investments held as fixed assets are commercial papers. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

March 31, 2017

EUR

Acquisition cost	
at the beginning of the year	---
acquisitions during the year	4,000,567
disposals during the year	---
at the end of the year	4,000,567
Value adjustments	
at the beginning of the year	---
Reversal of value adjustments for the year	---
at the end of the year	4,000,567
Net value at the end of the year	4,000,567
Market value at the end of the year	4,000,567

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet.

Such assets amount to approximately EUR 11,871 million as at March 31, 2017 (2016: EUR 12,536 million).

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した
管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

米ドル受益証券 100億米ドル（約 1 兆1,256億円）を上限とします。

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,637億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約8,082億円）を上限とします。

好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約 1 兆1,256億円）を上限とします。

（後略）

< 訂正後 >

米ドル受益証券 100億米ドル（約 1 兆1,096億円）を上限とします。

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,290億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約7,876億円）を上限とします。

好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約 1 兆1,096億円）を上限とします。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

< 訂正前 >

(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要

（中略）

() 資本金の額（2017年 2 月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,462万円）で、2017年 2 月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1 株25,000ユーロ（約297万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2017年 2 月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 ユーロ = 118.98円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（中略）

(4) ファンドに係る法制度の概要

() 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義します。）により規制されています。

（後略）

< 訂正後 >

(3) ファンドの仕組み
管理会社の概要

(中略)

() 資本金の額 (2017年 5 月末日現在)

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,648万円）で、2017年 5 月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1 株25,000ユーロ（約310万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2017年 5 月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 ユーロ = 123.95円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(中略)

(4) ファンドに係る法制度の概要

() 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2017年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義します。）により規制されています。

(後略)

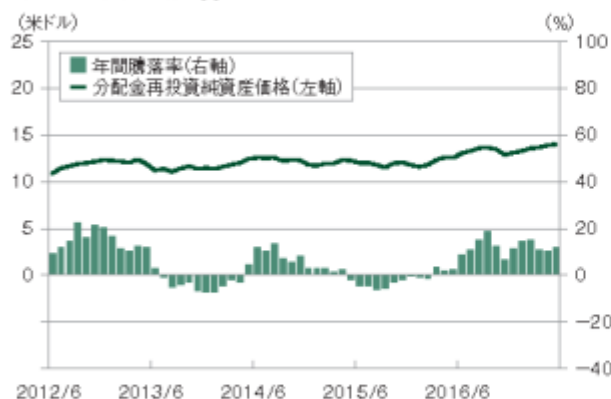
3 投資リスク

（参考情報）

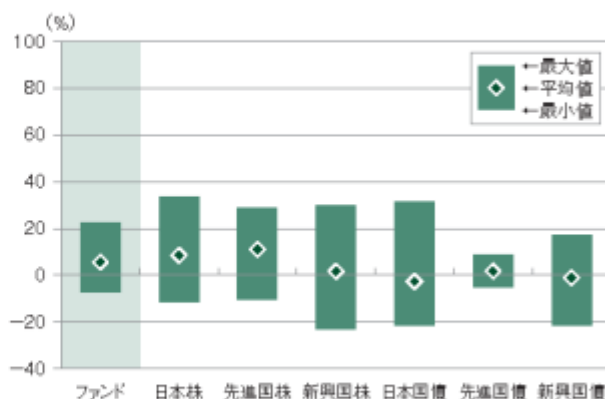
本項を以下のとおり更新します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

米ドル受益証券



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	22.24	33.59	28.72	29.94	31.21	8.42	17.06
最小値(%)	-7.22	-11.42	-10.57	-23.13	-21.58	-4.91	-21.54
平均値(%)	5.60	8.55	11.01	1.63	-2.68	1.76	-1.07

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSA指数(配当込) (米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (米ドルベース)

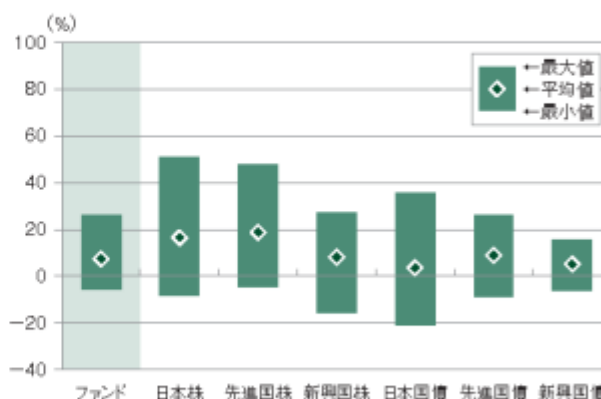
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

豪ドル受益証券



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	26.21	50.98	47.81	27.06	35.37	26.30	15.56
最小値(%)	-5.63	-8.12	-4.74	-15.75	-20.66	-9.00	-6.32
平均値(%)	7.48	16.51	18.73	8.13	3.59	8.86	5.15

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSA指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

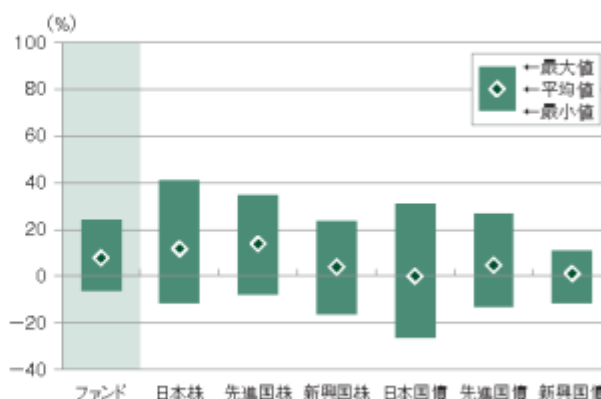
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

NZドル受益証券



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	24.10	41.00	34.42	23.28	30.61	26.55	10.53
最小値(%)	-5.88	-11.62	-7.47	-16.16	-26.10	-12.87	-11.33
平均値(%)	7.73	11.77	13.86	3.87	-0.12	4.69	1.15

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSA指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(NZドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(NZドルベース)

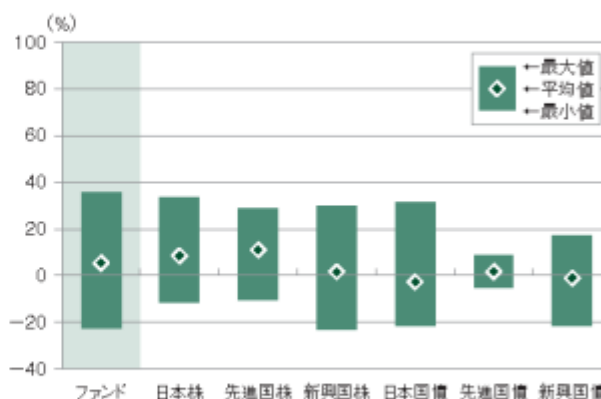
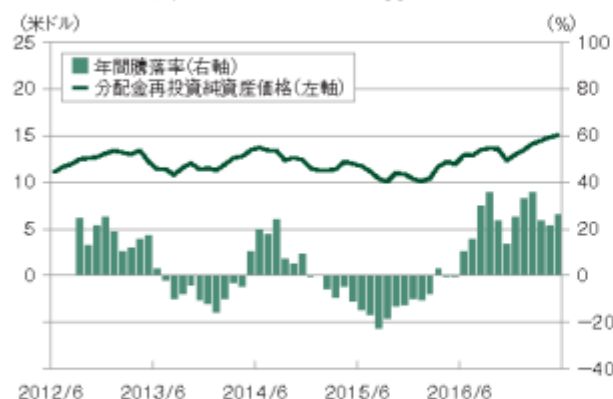
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

好利回り通貨コース受益証券



	好利回り通貨コース受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	35.58	33.59	28.72	29.94	31.21	8.42	17.06
最小値(%)	-22.49	-11.42	-10.57	-23.13	-21.58	-4.91	-21.54
平均値(%)	5.46	8.55	11.01	1.63	-2.68	1.76	-1.07

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2017年4月28日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2017年7月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2017年7月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売手続等

マネー・ロンダリング防止およびテロリズム防止規制

<訂正前>

（前略）

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行

為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（2016年改訂済）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2015年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

<訂正後>

（前略）

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（2017年改訂済）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2017年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

第三部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

（中略）

- 1.3 2016年6月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,019（2,882のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。

（中略）

6.2 免税ユニット・トラスト

（中略）

- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

（中略）

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

（中略）

(f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

(中略)

- (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（2016年改正）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。

(中略)

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(中略)

- (b) 例えば2016年の秘密情報開示法または犯罪収益法（2016年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。

(中略)

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

- 12.1 刑法（2013年改正）第257条

(中略)

- 12.2 刑法（2013年改正）第247条、第248条

(後略)

<訂正後>

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

(中略)

- 1.3 2017年3月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,463（2,810のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。

(中略)

6.2 免税ユニット・トラスト

(中略)

- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2017年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

（中略）

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

（中略）

（f）免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

（中略）

（iv） リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（2017年改正）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。

（中略）

10 . CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

（中略）

（b）例えば2016年の秘密情報開示法または犯罪収益法（2017年改正）および薬物濫用法（2017年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。

（中略）

12 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2017年改正）第257条

（中略）

12.2 刑法（2017年改正）第247条、第248条

（後略）